

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	大津市手話通訳・要約筆記派遣事業
委託業務場所	滋賀県立聴覚障害者センター(草津市大路二丁目11番33号)
概要	コミュニケーションの円滑化を支援するために、聴覚障害者及び聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要がある者に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。
契約期間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日まで
契約年月日	令和4年 4月 1日
契約金額	964,000円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県草津市大路二丁目11番33号 [名称] 社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会
契約相手方の選定理由	聴覚障害者に対しては相談支援に特殊な技術及び経験を要する。このため、聴覚障害者に係る問題に精通し、手話通訳者・要約筆記者が共に在籍する県内唯一の社会福祉法人である滋賀県聴覚障害者福祉協会を相手方として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。